

## BEL S評価業務についてのご案内

「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」による省エネ性能表示制度の第三者評価機関として行う、建築物の省エネルギー性能表示（BELS）業務についてご案内いたします。

1. 業務開始：2017年4月1日
2. 業務区域：日本全域
3. 業務範囲：新築または既存の住宅、非住宅及び住宅・非住宅複合建築物
4. 業務内容：申請図書等に基づき、建築物が申請書に記載されている性能を有しているかを確認し、「BELS評価書」を交付します。
5. 評価料金（下表以外については料金規程をご確認ください。） （税込）

一戸建ての住宅		単独審査	審査利用
		33,000円	11,000円
共同住宅	判定対象面積（㎡）	共用部の計算を含む場合	共用部の計算を含まない場合
	300未満	44,000円＋戸数×4,400円	
	300～1,000未満	121,000円＋戸数×3,850円	60,500円＋戸数×3,850円
	1,000～2,000未満	165,000円＋戸数×3,300円	93,500円＋戸数×3,300円
非住宅	判定対象面積（㎡）	標準入力法	モデル建物法
	300未満	143,000円	82,500円
	300～1,000未満	198,000円	110,000円
	1,000～2,000未満	352,000円	154,000円

※一戸建ての住宅の「審査利用」とは、当社に設計住宅性能評価、長期使用構造等確認申請、低炭素建築物認定に係る技術的審査、またはフラット35S適合証明（省エネルギー性）を申請している場合に限り、ただし当初の審査と内容が異なる場合は、単独審査の扱いとなります。

※変更申請料金は当初の評価料金の1/2とします。ただし当初の申請が審査利用であった場合で、BELSのみ変更申請を行うときは単独審査の評価料金の1/2とします。

※評価を行う前に取り下げた場合の事務手数料は、5,500円とします。

※誤記訂正、軽微な変更もしくは評価書の再発行を行った場合の事務手数料は、一戸建ての住宅及び非住宅の場合は5,500円、共同住宅の場合は（5,000円＋申請対象住戸数×1,100円）とします。

※書面による申請の場合、または電子申請で書面による交付を希望する場合は2,200円を加算します。

### 6. 必要書類

必要書類および図面	
申請書	当社ホームページ帳票類ダウンロードから入手できます。 <a href="https://www.house-gmen.com/downloads/bels/">https://www.house-gmen.com/downloads/bels/</a>
掲載承諾書	
設計内容（現況）説明書	
一次エネルギー消費量計算プログラムによる出力表	住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムにございます。（ <a href="https://house.lowenergy.jp/">https://house.lowenergy.jp/</a> ）
外皮計算書	外皮平均熱貫流率および平均日射熱取得率が確認できる計算書
各種図面	配置図、仕様書（仕上表含む）、床面積求積図、用途別床面積表、各階平面図、立面図、矩計図、基礎伏図等
その他	評価に必要な各種材料等の認定書や証明書類等

7. お問い合わせ：株式会社ハウスジーメン 審査部 審査室 TEL：03-5408-8496（本社）  
TEL：092-433-2868（西日本支店）